

坂田公認会計士事務所通信12月号

お客様各位

平成22年12月1日

いよいよ年の瀬です。今年も残り少なく、毎日がせわしく過ぎていきます。

皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の事務所通信は下記の5項目についてまとめました。

1. 融資対策～金融検査マニュアルの活用～「経営努力を評価する」
2. 助成金の活用～中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和
3. シリーズ税制改正～グループ法人税制対策を利用した節税策その4
4. 今月の税務～年末調整
5. 就業規則見直しのポイント～労働条件の不利益変更

1. 融資対策～金融検査マニュアルの活用～「経営努力を評価する」

表題からして、全く当たり前のことですが、金融機関は経営者がしっかりしている会社の将来性に期待し、現時点での数字のみとらわれない柔軟な評価を行うことが求められています。

そのためには、金融機関内部(特に担当者から離れた審査部門)を納得させる資料作りが必要となります。

経営改善に対する取組み姿勢として、原価低減策や販路拡大策などを事業計画で示し、また、決算書の質の向上への取組み姿勢として、事業に直接関係しない資産の売却や資産回転の効率化などを書面で示すことが有効です。

更に、後継者・人材育成への取組み姿勢として、将来の事業承継計画を示すことで評価が上がります。

2. 助成金の活用～中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和

2008年のリーマンショック後、生産量は回復してきましたが、いまだ雇用調整を必要としている企業に対して、中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を緩和し、直近3カ月の生産量の減少の比較対象となる期間が3年前(リーマンショック前)とされます。

この措置は平成22年12月からの1年間限定であることにご注意ください。

3. シリーズ税制改正～グループ法人税制対策を利用した節税策その4

グループ法人税制を利用した節税策その4として、グループ法人間で行われる経費負担を利用した節税策を紹介します。

よく子会社の経費を親会社が負担することがありますが、親会社の従業員が子会社へ出向し、その従業員の給与を全額親会社が負担すると、親会社から子会社に寄付が行われたとみなされます。

親会社ではこの給与を寄付金として経費として認められないのは、従来と変わりませんが、子会社では従来は一切処理が不要でしたが、10月以降は給与分を所得から除外することになりました。

つまり、子会社は給与負担をしないにもかかわらず、給与分の所得を控除できるのです。

親会社は過去のリストラ等により、欠損金があるため当分は税金の心配が無く、子会社の業績が好調で所得が発生する場合に、グループ全体での節税が図れるのです。

寄付金を利用したスキームで、これからはグループ全体での節税が出来そうです。

坂田公認会計士事務所通信12月号

4. 今月の税務～年末調整

これから年末調整の作業が大詰めを迎え、膨大な作業に忙殺されている会社も多いかと思います。

今年の年末調整は大きな改正はありませんが、1点ご注意ください。

今年から支給された子供手当に伴い、16歳未満の親族が税制上は扶養親族から外れましたが、これは平成23年以降の所得計算から適用されるもので、22年中は従前どおり扶養親族に含めて下さい。

税務署より送付されてきた年末調整資料の中に、平成23年1月以降分の源泉徴収税額表がありますが、これは平成23年1月以降の源泉税は、16歳未満の扶養親族は控除対象としていないことに注意して下さい。

5. 就業規則見直しのポイント～労働条件の不利益変更

会社が生き残るために、賃金引き下げなどの労働者にとって労働条件の不利益変更をしなければならないことがあります。

この場合、原則として労働者の同意が必要ですので、下記の事項に注意して下さい。

- ①労働契約法に抵触しないよう、変更内容を十分に説明し、十分な検討時間を与える。
- ②必ず書面で合意書を入手する。その際、職位の高い者から入手する方が、集め易いでしょう。
- ③あくまで会社の状況を説明するスタンスで、決して脅しととられないように。
- ④就業規則だけでなく、賃金規定も同時に変更する。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>